

大阪府知事登録貸金業者 様

大阪府商工労働部中小企業支援室長

デジタル原則に照らした書面揭示規制の見直しについて（通知）

日頃から、本府の商工労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

デジタル臨時行政調査会における議論を踏まえて策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日 デジタル臨時行政調査会決定）に基づき、政府として、各種アナログ規制の見直しが進められているところです。

この一環として、金融庁においても、従前、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）及び関係政府令により書面揭示が義務付けられていた事項について、追加的にインターネットでの公表義務を課す旨を規定する関係法令の整備（貸金業法、貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部改正）を行ったところであり、当該改正については令和6年4月1日に施行されました。

なお、今般の書面揭示規制の見直しに当たっては、一律にインターネットによる揭示を義務付けることとした場合に零細事業者等に過度な負担が及び得ることから、一定の適用除外（※）が設けられているところです。

今般のアナログ規制の見直しは、経済社会の生産性向上や国民の利便性の向上等の観点から実施するものであるため、大阪府知事登録貸金業者におかれましては、下記の事項について適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

- （１）裏面のとおり求められている情報の公表について、ウェブサイトで適切に行ってください。
- （２）今般の見直しの趣旨を鑑みると、法令上の適用除外基準に該当する場合であっても、可能な場合には、揭示を義務付けられている情報をインターネットでも公表することが望ましいとされているため、情報の公表方法について検討してください。

（※）一定の適用除外とは、以下の①②について、いずれかを満たす事業者を指します。

- ①常時使用する従業員の数が20人以下の事業者
（貸金業に従事する従業員だけでなく、会社全体としての従業員数を指します。）
- ②自ら管理するウェブサイトを持っていない事業者
（貸金業で用いる目的のウェブサイトに限定したものではなく、他事業に用いるウェブサイトも含まれます。）

〔問合わせ先〕
大阪府商工労働部中小企業支援室金融課
貸金業対策グループ
担当：藤田・角
TEL：06-6210-9506（直通）
FAX：06-6210-9510

貸金業(新たにインターネットでの公表義務が生じる規定)		
規制等の内容概要	法令名	条項
貸付条件等の揭示義務	貸金業法	第14条第2項
	貸金業法施行規則	第11条第6項
標識の揭示義務	貸金業法	第23条第2項
	貸金業法施行規則	第20条第2項